

規 則

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十八年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十四号

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年埼玉県条例第二十九号）（附則各号に掲げる規定を除く。）の施行期日は、平成二十八年十二月二十七日とする。ただし、埼玉県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十二号）第四条中第二項を第三項とし、第一項の次に一項を加える改正規定及び同条例別表ツベルクリン反応検査及び予防接種の項の次に次のように加える改正規定の施行期日は、平成二十八年十二月九日とする。